



本人確認書類について

個人情報保護のため、窓口に来られる方が本人であることの確認をしております。次のいずれかのものをご提示ください。

※平成 27 年 10 月以降に通知されている「個人番号通知カード」は、本人確認書類にはなりませんのでご注意ください。

1 窓口に来られる方が、水道のご使用者本人又は代理人の場合

(1) 1種類のご提示でよいもの

国または地方公共団体の機関が発行した本人確認ができる書類で写真を貼り付けたもの

(例)

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る。）、旅券、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証（旧宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）、一時庇護許可書、仮滞在許可書など

(2) 複数のご提示が必要なもの

次の①②のいずれかをご提示ください。

① A 及び B の書類のうち、それぞれ 1 つ以上

② A の書類のうち 2 つ以上

A	健康保険（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療など）の資格確認書、介護保険の被保険者証、生活保護受給者証、共済組合資格確認書、基礎年金番号通知書若しくは年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係るもの）、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なしのもの）、証明書の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真なしのもの）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書、ひとり親家庭等医療費受給者証
B	学生証、法人が発行した本人確認ができる書類（国若しくは地方公共団体の機関が発したものと除く。）または国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（上記（1）に掲げる書類を除く。）で、顔写真を貼り付けたもの

2 窓口に来られる方が、法人の代表者又は従業員の方の場合

窓口に来られる方が法人等の代表者の方の場合は、「1 窓口に来られる方が、水道のご使用者本人又は代理人の場合」と同様のものをご提示ください。

窓口に来られる方が法人等の従業員の方の場合は、「1 窓口に来られる方が、水道のご使用者本人又は代理人の場合」と同様のもの及び「従業員であることを確認できるもの（社員証、名刺等）」をご提示ください。